

## [別紙様式 3]

# 「山口県迷惑行為防止条例の一部改正案」に対するパブリック・コメントの実施結果について

山口県では、「山口県迷惑行為防止条例の一部改正案」に対して実施したパブリック・コメントについて、県民の皆様から提出を受けた意見と提出意見に対する県警察の考え方を取りまとめましたので公表します。

### 1 公表する資料

山口県迷惑行為防止条例（改正条例）

### 2 提出いただいた意見とそれに対する県警察の考え方

- (1) 意見の募集期間  
令和元年6月17日（月）から令和元年7月16日（火）まで
- (2) 意見の件数  
44人67件
- (3) 意見の内容と県警察の考え方  
別紙のとおり

山口県警察本部生活安全部生活環境課  
電 話：083-933-0110

## 【卑わいな行為等の禁止に関するもの】

	意見の内容	意見に対する県警察の考え方
1	<p>準公共的な場所、乗物も処罰の対象にしたのは画期的なことだと思う。</p> <p>「盗撮機器を靴や鞆に設置して電車や雑踏に入る行為」も設置に該当するのではないか。</p> <p>撮影されていない場合でも撮影目的は明らかであり、設置で取り締まるべきではないか。</p>	<p>設置行為とは、盗撮機器を手から離れた状態で置いたり取り付けたりをいいます。盗撮機器を、持っている鞆の中などに仕込んで電車や雑踏に入る行為は、盗撮されていれば盗撮行為として、盗撮されていない場合などは「盗撮機器を向ける行為」としての取締りを検討することとなります。</p>
2	<p>ドローンを使用した盗撮、撮影も迷惑行為だと思うがドローンを使った盗撮は規制できるのか。</p>	<p>ドローンを使用した場合であっても、それが盗撮行為に該当するときは、条例違反として取締りを行うこととなります。</p>
3	<p>「盗撮行為」を禁止するのであれば、「盗聴行為」も禁止すべきではないか。</p>	<p>盗聴行為に関しましては、電気通信事業法などの法令により規制されておりますので、この条例の規制の対象外となります。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盗撮しても捕まらない場所があることに驚いたし、憤りを感じる。</li> <li>・ これまで、教室やトイレなどのような場所での規制がなかった方が不思議である。</li> </ul>	<p>県内の盗撮事案の発生実態などを踏まえ、今回、規制場所の範囲を拡大しました。</p>
5	<p>スマートフォン等を何気なく構えただけで、盗撮の意図がないとき、相手の誤解で違反になりかねないとなると、気軽にカメラで撮影することが難しくなるのではないか。</p>	<p>犯罪の意図がないのに、相手の誤解で違反になるというようなことは絶対にはありませんので、行為者や迷惑を受けた方の供述のみならず、撮影された画像の内容や第三者の目撃状況などの証拠に基づき適切に判断してまいります。</p>
6	<p>仮に被害者が分からない場合で、犯人がたくさん盗撮画像を持っている場合、被害者が分からなければ事件にならないのか。</p>	<p>被害者が被害現場から立ち去るなど、被害者が明らかでない場合でも、犯人の供述や撮影された画像の内容、第三者の目撃状況などの証拠があるときは、犯人を検挙することは可能です。</p>
7	<p>日常で卑わいな言動を目の当たりにするたびに不快な思いをしていたので、規制の対象になったのは良いことである。(類似意見有り)</p>	<p>山口県内においても、子どもや女性に対する卑わいな声かけ事案などが発生している実態を踏まえ、「卑わいな言動」を新たに規制し、県民の平穏な日常生活を保持しようとするものです。</p>

8	<p>卑わいな発言をした本人が「言っていない。」と言い張った場合、録音等をしていなくても大丈夫なのか。</p>	<p>例えば、現場の近くにいた、両当事者に全く関係のない第三者がその発言を聞いて、その第三者の証言があるような場合は、検挙することは可能です。</p>
9	<p>受付に座っていたところ、お客さんに突然、「僕の下半身を見てください。」と言われ、怖いと思った。</p>	<p>その場所が、公共の場所に該当する場合は、今回の改正で規制する卑わいな言動に該当すると考えられます。</p>
10	<p>「卑わいな言動」をもう少し具体的な言葉で規制できないか。具体的な言葉を条例に盛り込んだらどうか。</p>	<p>具体的な言葉や所作を条例に盛り込めば、県民のみなさんに「どういう言動が違反なのか」が分かりやすくなると思いますが、具体例は相当数に上ることが考えられますし、仮に、実際に使われた言葉が条例に入っていなかったときは規制できなくなるおそれがあるため、抽象的な表現を用いたものです。</p>

## 【罰則に関するもの】

意見の内容	意見に対する県警察の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罰則引き上げに賛成である。(類似意見有り)</li> <li>・ もう少し罰則が厳しくてもいいのではないか。(類似意見有り)</li> <li>・ 罰則をもっともっと重くして女性の敵を長期間社会から隔離してほしい。</li> <li>・ 被害を受けた人は一生不安な気持ちを抱えて生きていくのに2年以下は軽い気がする。</li> <li>・ 例え犯人が逮捕されても、また出てきたら同じ罪を犯すのではないかという恐怖心、トラウマは一生消えないと思う。性犯罪の取締りを厳しくし、罰則を重くしてほしい。</li> <li>・ ネット上に投稿された写真や動画に被害者は一生苦しむ。常習性のある者はもっと重くしてほしい。(類似意見有り)</li> <li>・ 「常習あり」と「常習なし」の罰金は同じ金額ではなく、差をつけるべきではないか。例えば「常習性あり」が200万円にする等。</li> <li>・ 常習性のあるなしに関係なく、いけない事なので罰則をもう少し重くすればいいと思う。最低でも「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」くらいの量刑は当たり前だと思う。</li> <li>・ 1回の行為でも過去に盗撮や痴漢等同じ事をやっていると思うので常習性で分ける必要はないと考える。</li> <li>・ 1回の盗撮や痴漢でも悪いものは悪いので、もっと厳しくしてほしい。</li> </ul>	<p>県内では盗撮事案が増加傾向にあること、盗撮機器は小型化、高性能化するなど日々進化していること、また、盗撮画像のインターネット環境への投稿・拡散は、迷惑を受けた方に半永久的な人権侵害をもたらすことなどの理由から、罰則の引き上げを行うものです。</p> <p>さらに、罰則の引き上げに関する県民アンケートの結果、90%の方が賛成されていることや、他の都道府県の条例の罰則と比較するなどして、このたびの法定刑としたものです。</p> <p>なお、条例の法定刑は、地方自治法第14条第3項により、その上限は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金でありますので、その範囲内での引き上げを検討してまいりました。</p>

【嫌がらせ行為の禁止に関するもの】

意見の内容	意見に対する県警察の考え方
<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストーカー規制法で対応できなかった近所トラブル等の嫌がらせに対応できるので、良いことだと思う。</li> <li>・ 今まで処罰の対象になっていなかったこと自体納得できない。是非改正してほしい。</li> </ul> <p>禁止行為に対し「警告」という形をとり、警告を無視する等の悪質な行為があった場合、処罰を与える等の考慮がなければ、悪意を持って相手を訴える人が多発し、誰を守るための法律が分からなくなる。</p>	<p>県内においても、近隣トラブルや知人間トラブルに起因する嫌がらせ行為の発生があるため、新たに条例で規制するものです。罰則は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金を予定しております。</p> <p>適用に際しては、両当事者の関係、嫌がらせに至った背景事情、嫌がらせの方法、回数や頻度、危険性や悪質性を総合的に判断し、適正に運用してまいります。</p>
<p>2</p> <p>嫌がらせ行為に「悪意の感情」とあったが、これを証明するのは難しそうだと感じた。</p> <p>逆に悪意の感情を警察がでっち上げて捕まえられるかもしれないという不安も感じた。</p>	<p>悪意の感情の立証に当たっては、両当事者の供述のみに頼ることなく、嫌がらせに至った背景事情、嫌がらせの方法、回数や頻度、危険性や悪質性を総合的に判断し、適正に運用してまいります。</p>
<p>3</p> <p>大音量の音楽を流して近所に迷惑を掛ける行為はこの条例で取り締まれないか。</p>	<p>第5条第1項第4号(著しく粗野又は乱暴な言動をすること)により、規制の対象となります。ただし、その場合は、「行為者に悪意の感情があること」と、「近所の方の生活の平穏が害されるような大音量であること」を明らかにする必要があります。</p> <p>なお、悪意の感情の立証が困難であるときや、行為が反復されていないときは、軽犯罪法第1条第14号(公務員の制止をきかずに、人声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者)の適用を検討することになります。</p>
<p>4</p> <p>6号の「汚物や動物の死体」を「汚物や動物の死体等」としてはどうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。県民のみなさまに、より分かりやすくするために、規制する行為を端的にお示ししたのですが、「汚物や動物の死体」は例示です。実際には、その例示規定に続いて「その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物」という規定を付しており、汚物や動物の死体以外の物も含むことができるようにしています。</p>

## 【その他】

意見の内容		意見に対する県警察の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県の条例は他県と比べて「ぬるい」というか「軽い」というか遅れている感じがする。時代に沿って、きちんとした条例を作って頂き、住みよい県民生活が送れるようにしてほしい。</li> <li>他の県に対して遅れをとっていることは、非常に残念だと思う。住みよい県作りのために是非とも条例改正をお願いする。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございました。 いただいたご意見を今後の活動に生かしてまいります。</p>
2	小学生や中学生、高校生に対してスマートフォンの正しい使い方や防犯等のサイバー講習を開催してほしい。(類似意見有り)	
3	県民の意見を聞く取り組みは良いことだと思うが、今回の条例改正は多くの方が関心を持つ内容なのでやり方次第ではもっと県民の意見を集めることが可能ではないか。	
4	改正することは重要だが、犯罪を犯す人の家庭環境の改善や道徳的なサポートが必要である。(類似意見有り)	
5	安心安全な生活を送るためにも、早く条例を改正して罰則を上げ、山口県全体に広く周知して頂きたい。	令和2年1月1日からの施行に向け準備を進めてまいります。
6	県民全員が条例改正のことを分かるように繰り返し広報してほしい。	条例の施行(運用開始)までに、チラシを作製・配布したり、報道機関を通じ広く県民の方に広報し、ご理解を得てまいります。また、盗撮などを抑止するという県民全体の気運が高まるよう、様々な機会を捉えてその浸透に努めてまいります。

7	<p>条例では、「盗撮行為」の禁止を謳っていると認識しているが、通常の「撮影」も場合によっては「迷惑」の範疇に入るとされる。但し、「撮影」禁止対象とすると「監視カメラ、防犯カメラ」も禁止対象となってしまうことから、そこまで謳っていないと認識している。「撮影」をどう扱うか留意願う。</p>	<p>容姿を撮影する行為は、迷惑性が高い場合も考えられますが、日常生活で比較的起こりやすい行為であるほか、防犯や介護目的など正当な理由に基づく場合も想定されることから、現段階で規制する必要性はないと考えております。</p> <p>ただし、衣服の上から性的部位を長時間撮影するなどの場合は、「卑わいな行為の禁止」あるいは、軽犯罪法第1条第28号（追従等の罪）の適用を検討することとなります。</p>
8	<p>パブリック・コメントの期間設定が1ヶ月では短いと感じる。期間の延長、又は期間内の意見を反映させた資料を再提示の上で、意見募集の再実施、あるいは改正条例文面提示の再意見募集を求める。</p> <p>県のパブリック・コメントに関する条例では、募集期間について「1ヶ月固定、1回限定」としていないと思う。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長、再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示してほしい。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間につきましては、各々の計画等策定過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
9	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を検討するためにも、「県のホームページ」ではなく、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載か、記事掲載されたのか、「具体的（媒体、掲載日、大きさ）」に提示願う。</p>	<p>パブリック・コメントの実施につきましては、報道機関への資料配布を行ったほか、県及び県警ホームページに掲載するとともに、6月27日付山口新聞などへの新聞広告の掲出により、広報に努めました。</p>
10	<p>県広報誌や「山口県からのお知らせ」にパブリック・コメント全般の記事がなかった。県広報誌や「山口県からのお知らせ」にパブリック・コメントに関する記事がほとんど掲載されていない理由を明示願う。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿することがなかなか難しいため、県警ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めております。</p>
11	<p>意見送付県民数、意見数より、今回の意見募集が十分になされたかどうかご判断明示願う。</p> <p>結果（人数、件数）の明示ではなく、広報が十分に実施されたかどうかの判断について。</p>	<p>今後もいかに効果的な広報を実施していくかについては検討してまいります。</p>

12	県民からの意見募集の他に、関係者、専門家、各自治体からの直接の意見、聞き取り等の実施を願う。	本計画は、検察庁や自治体等の関係者から専門的な意見をお聴きし、その意見を踏まえて策定しております。
----	--	---